

「指定道路の指定」申請手続きに必要な書類

■下記の必要書類を正副各1部（副本は正本の写しで可）提出ください。

※各様式はホームページよりダウンロードすることができます。

No.	必 要 書 類	備 考
1	道路の位置指定等申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は原則として土地所有者
2	指定道路台帳図（図面） ※指定道路台帳図1（A4）と 指定道路台帳図2（A3）の2枚組	<ul style="list-style-type: none"> 図枠の様式はホームページよりダウンロード ホームページの作図例を参照 指定道路台帳図2はデータ（CAD（p21形式）とPDF）を提出 提出先アドレス：s-douro@city.sapporo.jp ※メール本文に使用CAD名を記載
3	道路の位置指定承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証明書の印鑑を押印 指定申請地番の土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕に記載の全権利者 道路の管理者 権利者死亡の場合、法定相続人全員の承諾が必要（権利会社倒産等の場合は代表清算人等の承諾）
4	土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕 <ul style="list-style-type: none"> 住民票、戸籍の付票、町名変更等 評価証明等（固定資産） 戸籍全部事項証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請地番 権利者住所が印鑑登録証明書の住所と一致しない場合、これらがつながる書類 建物所有権が未登記物件の場合 権利者死亡の場合、法定相続人が確認できるもの
5	印鑑登録証明書 ・法人は、さらに現在事項全部証明書又は代表者事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請地番の土地全部事項証明書〔甲・乙区欄〕に記載の全権利者及び道路の管理者 印鑑登録証明書は原本を提出
(6)	【風致地区の場合】 関係隣接者への連絡通知報告書	<ul style="list-style-type: none"> 指定する道路に接する土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕に記載の全権利者
(7)	土地・建物全部事項証明書〔甲区欄〕	<ul style="list-style-type: none"> 連絡通知を必要とする土地・建物
8	地積測量図	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請地番
9	公図（地図）	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請地番
10	工事完了届	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請箇所の工事完了後に提出
※注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 土地全部事項証明書、地積測量図、公図及び法人の各種証明書等は、法務局発行のものか、インターネットより取得したものとする。 書類は全て、発行日（表示年月日）より3ヵ月以内のものとする。 印鑑登録証明書以外の提出書類は、原本還付が可能。 標準処理期間は10日間とする。 		